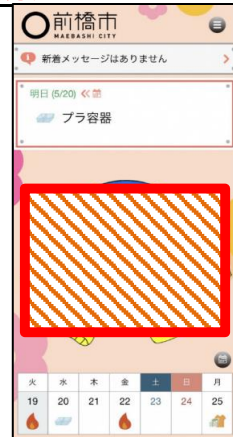


ごみ分別周知サービス広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 ごみ分別周知サービスの内容について

名称		ごみ分別周知サービス「さんあ〜る」(令和7年度 下半期分)	
規格	サイズ	-	
	ページ	-	
アクセス数		月平均 約 50,535件 (令和6年4月～令和7年3月)	
発行日		-	
表示期間		令和7年10月1日から令和8年3月31日まで	
更新頻度		随時更新	
内容		家庭ごみの収集日程や分別等掲載	
配布エリア		-	
配布方法		-	
備考		・1枠申込みで1枚掲載	



2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	掲載料(税込み)
表・裏面下部	・縦600ピクセル×横600ピクセル ・容量500キロバイト以内 ・データ形式はPNG形式とし動画は不可	3枠	4色(フルカラー)	30,000円
広告掲載できない 業種・内容	・群馬県内に人的・物的設備を備えた事業所を有しない企業・団体等 ・証券、商品先物取引業 ・市税滞納のある者 上記のほか、前橋市広告掲載要綱及び広告掲載取扱基準に規定するもの。			
入稿形態	・完全データにて入稿してください。 ・ユーザーが前橋市のコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるものは禁止とします。(周知サービスと類似する色調及び字体を使用するものや、本市の事業であると錯誤しやすいものなど) ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮してください。 ・文字やイラストの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。			
入稿締切日	令和7年9月5日(金) 入稿前に必ず原稿内容の審査を受けてください。			
その他	・広告アプリ内トップページにスライドショー形式で掲載します。掲載順は適宜入れ替えとします。 ・広告にリンク先を貼ることはできません。(問い合わせ欄に別途リンク先ホームページのURLを貼ることができます。) ・広告欄下に次の文章をいれてください。 <u>「広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと市の業務とは直接関係ありません。)」</u> ・納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。 また、担当課から指示がある場合は、それに従ってください。 ・広告の原稿作成に要する経費は、広告主が負うものとします。 ・送付されたデータは本サービスを運営するディライトシステムのサーバー上に掲載します。あらかじめご了承ください。 ・この要領に定めることのほか、必要な事項は、市長が別に定めます。			

3 申込みについて

申込み方法	掲載希望者は、下記期日までに申込書と広告原稿案に次の書類を添付して提出してください。 (1) 企業・団体等の事業内容が分かるもの。 (2) 申込者が市外に居住(所在)の場合は、居住地(所在地)の市町村長が発行した市町村税の完納証明。 (3) その他、市長が提出を必要とする書類。
申込み締切日	令和7年8月8日(金)

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	・広告内容を審査の上、掲載を決定します。 ・募集枠数を超える応募があった場合は、市内の企業・団体等を優先し、条件が同じ場合は抽選で決定します。 ・広告枠に空きが生じたときは、抽選の結果他の広告掲載希望者が優先されたために掲載することができなかった広告掲載希望者を優先することができるものとします。
--------	--

◆担当課 問い合わせ先

前橋市環境部ごみ政策課ごみ減量係 担当者 山田
電話: 027-898-6272
E-mail: gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp